

2022年8月22日 全8頁

レバレッジ比率規制の見直し

G-SIB へのレバレッジ・バッファ導入と日銀預け金の除外特例の見直し

金融調査部 主任研究員 金本悠希

[要約]

- 2022年7月15日、金融庁は、レバレッジ比率規制に関して、算出方法の見直し（2024年3月31日適用）や、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）に対するレバレッジ・バッファの導入（2023年3月31日適用）についての改正を公表した。
- 同日、金融庁は、レバレッジ比率の分母から日銀預け金を除外する特例が2024年3月31日までで終了することに関して、2024年4月1日以後も特例を維持しつつ、レバレッジ比率の最低水準を引き上げる改正案も公表した。
- 改正案により、2024年4月1日以後は最低水準が現行の3%から3.15%に引き上げられる見込みである。2022年6月末時点で各行のレバレッジ比率の水準は4%を超えているが、各行は最低水準を下回らないよう今後の経営環境や規制動向に注意する必要がある。

1. はじめに

2022年7月15日、金融庁はレバレッジ比率規制に関する告示（以下、「告示」。また、銀行持株会社に適用されるものを「持株告示」とする）について、[算出方法を見直し、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）に対してレバレッジ・バッファを導入する改正](#)、及び、[日銀預け金に関する特例に関する改正案](#)を公表した。本稿では、レバレッジ比率規制の改正・改正案の内容と影響について解説する。

2. 現行規制と改正・改正案の概要

（1）現行規制の概要

株主資本に対して総資産等が過大となることを防ぐため、海外営業拠点を有する国際統一基準行は、自己資本（Tier1資本）を、総資産等で構成される総エクスポージャーの額で割ったレバレッジ比率が3%以上であることが求められている（現行告示2、5）（単体及び連結で適用。また、銀行持株会社にも適用）。

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier1 資本}}{\text{総エクスポージャー}} \geq 3\%$$

国際統一基準は、レバレッジ比率が3%を下回った場合、早期是正措置の対象となる（銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（区分命令）1①三②三）。

図表 1 レバレッジ比率が最低水準を下回った場合の早期是正措置

レバレッジ比率の水準	命令
1.5%以上 3%未満	経営健全化計画（※1）の提出・実行
0.75%以上 1.5%未満	①資本増強計画の提出・実行 ②総資産の圧縮・増加の抑制 ③通常の条件より不利な預金等の受入れの禁止・抑制 ④一部の営業所の業務の縮小 ⑤本店を除く一部の営業所の廃止 ⑥子会社等の業務の縮小（※2） ⑦子会社等の株式・持分の処分（※2） ⑧付随業務等の縮小・新規の取扱いの禁止 ⑨その他金融庁長官が必要と認める措置
0%以上 0.75%未満	①自己資本の充実 ②大幅な業務の縮小 ③合併 ④銀行業の廃止等
0%未満	業務の全部又は一部の停止

（※1）原則として、資本の増強に係る措置を含まなければならない。

（※2）連結レバレッジ比率についてのみ適用（単体レバレッジ比率については不適用）。

（出所）区分命令を基に大和総研作成

レバレッジ比率の算出方法に関して、2020年3月に日本銀行が「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーション」（コロナオペ）を導入したことを受け、2020年6月30日から、総エクスポージャーの額から日銀預け金を除外する特例が適用されている（2024年3月31日までで終了予定）。この特例は、コロナオペに応じた銀行が、日銀預け金が増加することによりレバレッジ比率の最低水準を下回ることがないようにする措置といえる。ただし、この特例が適用される場合でも、レバレッジ比率は、日銀預け金を含む場合の値と除外した場合の値の両方について開示する必要がある。

（2）改正・改正案の概要

今回のレバレッジ比率規制の改正・改正案の概要は以下の通りである。以下①、②は、バーゼルⅢ最終化の見直しを受けたものである。

- ①G-SIB（※1）に対する水準上乘せ措置（レバレッジ・バッファー）の導入（※2）（後述3.）
—2023年3月31日から適用
- ②レバレッジ比率の分母の算出方法の変更（後述4.）
—2024年3月31日から適用（※3）
- ③日銀預け金を除外する特例措置の見直し【案段階】（後述5.）
—2024年4月1日以後、引き続き日銀預け金を除外する特例を認めるが、最低水準を3.15%に引き上げ（※4）

- (※1) わが国では三菱UFJフィナンシャル・グループ（三菱UFJ FG）、みずほフィナンシャルグループ（みずほ FG）、三井住友フィナンシャルグループ（三井住友 FG）が指定されている。
- (※2) バッファーを下回った場合の社外流出制限措置については案段階。
- (※3) バーゼルⅢ最終化を受けた自己資本比率規制の見直しを早期適用する場合は、レバレッジ比率算出方法の変更も早期適用する。
- (※4) あわせて、G-SIB に対するレバレッジ・バッファーの水準を 0.05%分、引き上げる。

上記を踏まえたレバレッジ比率の最低水準、及び、G-SIB に対して實際上求められる、レバレッジ・バッファーを含む水準は以下の通りである。

図表 2 見直し後のレバレッジ比率の水準

			～2023/3/30	2023/3/31～ 2024/3/31	2024/4/1～ (※2)
国際統一基準行（G-SIB 以外）			3%	3%	3.15%
G-SIB（持株会社）(※1)	三菱UFJ	最低水準	3%	3%	3.15%
		バッファーを含む水準	—	3.75%	3.95%
	三井住友・みずほ	最低水準	3%	3%	3.15%
		バッファーを含む水準	—	3.5%	3.70%

(※1) G-SIB に指定された銀行持株会社に適用（傘下の銀行には、レバレッジ・バッファーは不適用）。

(※2) 2024 年 4 月 1 日以後の欄（赤枠で囲んだ部分）は案段階。

(出所) 告示改正・改正案等を基に大和総研作成

3. G-SIB に対するレバレッジ・バッファーの導入（2023 年 3 月 31 日）

バーゼルⅢ最終化の見直しを受け、G-SIB に指定された銀行持株会社に対しては、2023 年 3 月 31 日からレバレッジ・バッファーが導入される。レバレッジ・バッファーの水準は、三菱UFJ FG は 0.75%、みずほ FG・三井住友 FG は 0.5%であり¹（改正持株告示 2②）、レバレッジ・バッファーは、レバレッジ比率の最低水準に上乘せする形で求められ、これらを合わせると、三菱UFJ FG は 3.75%、みずほ FG・三井住友 FG は 3.5%がそれぞれ求められる。

区分命令改正案では、レバレッジ・バッファーを毀損した場合、銀行持株会社に対して、配当等の社外流出額を制限するとされている。具体的には、レバレッジ比率が最低水準とレバレッジ・バッファーの水準の合計を下回った場合、図表 3 のように、その水準に応じて、配当、自己株式の取得、役員賞与等の社外流出額が、税引後利益の一定割合以下に制限される（区分命令改正案 3①四⑩）。例えば、みずほ FG・三井住友 FG は、レバレッジ比率が 3.4%の場合、社外流出額が税引後利益の 60%までに制限され、残りの 40%は社内に留保しなければならない。

なお、後述のように、持株告示改正案により、2024 年 4 月 1 日以後は、日銀預け金の特例が適用される場合、レバレッジ・バッファーの水準が引き上げられる見込みである。

¹ 自己資本比率規制上の G-SIB バッファー（三菱UFJ FG：1.5%、みずほ FG・三井住友 FG：1%）の 50%の水準。

図表3 レバレッジ・バッファが毀損した場合の社外流出制限

レバレッジ比率の水準	(参考)		許容される社外 流出額の上限
	三菱UFJ	みずほ・三井住友	
最低水準 以上 (最低水準+バッファ×1/4) 未満	3%以上 3.1875%未満	3%以上 3.125%未満	0 (社外流出不可)
(最低水準+バッファ×1/4) 以上 (最低水準+バッファ×1/2) 未満	3.1875%以上 3.375%未満	3.125%以上 3.25%未満	税引後利益の 20%
(最低水準+バッファ×1/2) 以上 (最低水準+バッファ×3/4) 未満	3.5625%以上 3.5625%未満	3.25%以上 3.375%未満	税引後利益の 40%
(最低水準+バッファ×3/4) 以上 (最低水準+バッファ) 未満	3.5625%以上 3.75%未満	3.375%以上 3.5%未満	税引後利益の 60%

(出所) 区分命令改正案等を基に大和総研作成

4. レバレッジ比率の分母の算出方法の主な見直し (2024年3月31日)

レバレッジ比率の分母である総エクスポージャーの額は、以下の合計額である (現行告示 6 ①)。

- ① オン・バランス資産の額
- ② デリバティブ取引等に関する額
- ③ レポ取引等に関する額
- ④ オフ・バランス取引に関する額

(1) デリバティブ取引等に関する額の見直し

デリバティブ取引等に関する額の算出方法は、2019年の告示改正前は、簡素な「カレント・エクスポージャー方式」が定められていた。2019年の告示改正により、算出方法が、自己資本比率規制における「SA-CCR (カウンターパーティー信用リスクの標準的方式)」に準じた、より精緻な方法に改正された。しかし、経過措置により、「当分の間」、カレント・エクスポージャー方式も認められ (2019年改正附則4)、多くの国際統一基準行はカレント・エクスポージャー方式を利用している²。

見直しにより、この経過措置が2024年3月31日に終了する³こととされた (2019年改正附則4を削除)。同日以後は、以下のようにSA-CCRに準じた方法で算出することが求められる (改正告示8)。

$$\begin{aligned} \diamond \text{デリバティブ取引等に関する額} &= 1.4 \times (\text{RC} + \text{PFE}) \\ &\cdot \text{RC (再構築コスト)} = V - \text{CVM}_r + \text{CVM}_p \quad (0 \text{ が下限}) \\ &\cdot V : \text{取引の時価の合計額} \end{aligned}$$

² 2022年6月末時点では、千葉銀行のみSA-CCRに準じた方法を採用している。

³ バーゼルⅢ最終化の見直しを2023年3月31日に早期適用する場合は、同日に終了する。

- ・ CVM_f : 現金で受領した変動証拠金の対価の額
- ・ CVM_p : 現金で差し入れた変動証拠金の対価の額
- ・ PFE (将来の潜在的なエクスポージャー額) : 自己資本比率告示 79 の 2⑥により算出した $AddOn^{aggregate}$ の額

(2) オフ・バランス取引に関する額の見直し

オフ・バランス取引に関する額は、その取引の想定元本に一定の掛目をかけて算出する。オフ・バランス取引のうち、(融資枠を設定するコミットメント・ラインなどの)「コミットメント」の掛目が、図表4のように変更された(改正告示10②)。

図表4 コミットメントの掛目の見直し

	①任意の時期に無条件で取り消し可能、又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取り消し可能なもの	②①以外のコミットメント	
		原契約期間が 1年以下	原契約期間が 1年超
現行	10%	20%	50%
改正後	10% (変更なし)	40%	

(出所) 現行告示・改正告示を基に大和総研作成

加えて、取引相手方が法人等で、引出の都度、相手方から申請が行われ、引出に係る全ての権限を銀行が有しているなどの条件を満たすオフ・バランス取引(当座貸越)は、エクスポージャー額を算出する必要がないとされた(改正告示10③)。

5. 日銀預け金の特例措置に関する改正案(2024年4月1日)

(1) 最低水準の引き上げ

2. (1) で述べたように、現行規制では、総エクスポージャー額から日銀預け金を除外する特例が適用される場合でも(現行告示2①、7⑥)、レバレッジ比率の最低水準は(原則的な水準である)3%である⁴。

一方、告示改正案では、総エクスポージャー額から日銀預け金を除外する特例が適用される場合⁵、レバレッジ比率の最低水準は3.15%に引き上げられる(告示改正案2①、7⑥)。これに伴い、早期是正措置が発動される水準も変更される(命令の内容は変更なし。区分命令改正案1①三、1②三)。

⁴ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条第二項の規定に基づき、金融庁長官が別に定める比率参照。

⁵ 日銀預け金を除外する特例が適用されない場合、レバレッジ比率の最低水準は3%のままである(告示改正案2①)。

図表5 レバレッジ比率が最低水準を下回った場合の早期是正措置の改正案

レバレッジ比率の水準	命令 (※1)
1.575%以上 3.15%未満	経営健全化計画 (※2) の提出・実行
0.7875%以上 1.575%未満	①資本増強計画の提出・実行 ②総資産の圧縮・増加の抑制 ③通常の条件より不利な預金等の受入れの禁止・抑制 ④一部の営業所の業務の縮小 ⑤本店を除く一部の営業所の廃止 ⑥子会社等の業務の縮小 (※3) ⑦子会社等の株式・持分の処分 (※3) ⑧付随業務等の縮小・新規の取扱いの禁止 ⑨その他金融庁長官が必要と認める措置
0%以上 0.7875%未満	①自己資本の充実 ②大幅な業務の縮小 ③合併 ④銀行業の廃止等
0%未満	業務の全部又は一部の停止

(※1) 命令の内容には変更はない。

(※2) 原則として、資本の増強に係る措置を含まなければならない。

(※3) 連結レバレッジ比率についてのみ適用 (単体レバレッジ比率については不適用)。

(出所) 区分命令改正案を基に大和総研作成

(2) G-SIB に対するレバレッジ・バッファの水準の引き上げ等

前述の通り、(2023年3月31日に適用予定の) G-SIB (銀行持株会社) に対するレバレッジ・バッファの水準は、三菱UFJ FGは0.75%、みずほFG・三井住友FGは0.5%である。

一方、告示改正案では、総エクスポージャー額から日銀預け金を除外する特例が適用される場合⁶、レバレッジ・バッファの水準は、三菱UFJ FGは0.80%、みずほFG・三井住友FGは0.55%に引き上げられ (持株告示改正案2②、6⑥)、最低水準とレバレッジ・バッファの合計水準は、三菱UFJ FGは3.95%、みずほFG・三井住友FGは3.7%となる。これに伴い、レバレッジ・バッファが毀損した場合に社外流出制限措置が発動される水準も以下のように変更される (区分命令改正案1⑩、3①四)。

図表6 レバレッジ・バッファが毀損した場合の社外流出制限の改正案

レバレッジ比率の水準	(参考)		許容される社外流出額の上限
	三菱UFJ	みずほ・三井住友	
最低水準 以上	3.15%以上	3.15%以上	0
(最低水準+バッファ×1/4) 未満	3.35%未満	3.2875%未満	(社外流出不可)
(最低水準+バッファ×1/4) 以上	3.35%以上	3.2875%以上	税引後利益の
(最低水準+バッファ×1/2) 未満	3.55%未満	3.425%未満	20%
(最低水準+バッファ×1/2) 以上	3.55%以上	3.425%以上	税引後利益の
(最低水準+バッファ×3/4) 未満	3.75%未満	3.5625%未満	40%
(最低水準+バッファ×3/4) 以上	3.75%以上	3.5625%以上	税引後利益の
(最低水準+バッファ) 未満	3.95%未満	3.7%未満	60%

(出所) 区分命令改正案等を基に大和総研作成

⁶ 日銀預け金を除外する特例が適用されない場合、レバレッジ・バッファの水準は、三菱UFJ FGは0.75%、みずほFG・三井住友FGは0.5%のままである (持株告示改正案2②)。

G-SIB に対しては、TLAC 規制により、自己資本やシニア債（持株会社発行）等で構成される TLAC（総損失吸収力）が、総エクスポージャー額の 6.75%以上であることが求められている⁷。これについても、総エクスポージャー額から日銀預け金を除外する特例が適用される場合に求められる TLAC が、総エクスポージャー額の 7.1%以上に引き上げられる（TLAC 告示改正案 別表第四欄）。

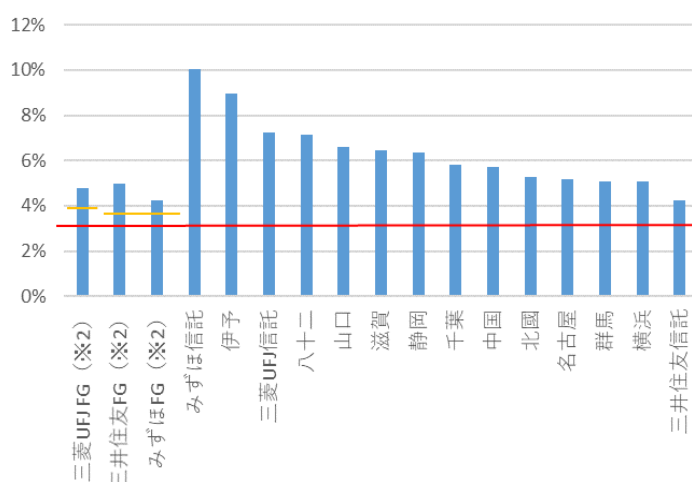
（3）特例が適用される場合の開示

日銀預け金を除外する特例が適用される場合、レバレッジ比率（及び G-SIB の総エクスポージャーベースの TLAC 比率）は、引き続き、日銀預け金を含む場合の値と除外した場合の値の両方について開示する必要がある。

6. 見直しの影響

改正案では、2024 年 4 月 1 日以後、レバレッジ比率の最低水準が 3%から 3.15%に引き上げられる見込みである。また、G-SIB はレバレッジ・バッファが導入され、2024 年 4 月 1 日以後、実際上必要な水準が、三菱 UFJ FG は 3.95%、みずほ FG・三井住友 FG は 3.7%となる見込みである。ただし、2022 年 6 月末時点で各行のレバレッジ比率の水準は 4%を上回っている（図表 7 参照）。

図表 7 各行のレバレッジ比率（単体）の水準（※1）



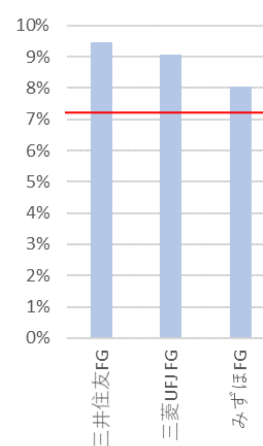
（注）赤線は最低水準、黄線は最低水準+レバレッジ・バッファの水準を表す。

（※1）日銀預け金を除外して算出した値。2022 年 6 月末時点（ただし、北國銀行は 2022 年 3 月末時点）

（※2）銀行持株会社の値。

（出所）各行ウェブサイトより大和総研作成

図表 8 各行の総エクスポージャーベースの TLAC 比率（※1）



（注）赤線は最低水準を表す。

（※1）日銀預け金を除外して算出した値。2022 年 6 月末時点。

（出所）各行ウェブサイトより大和総研作成

⁷ 加えて、自己資本比率の分母であるリスク・アセットの額の 18%以上であることも求められる。

また、G-SIBは、総エクスポージャーベースのTLAC比率が、2024年4月1日以後、最低水準が6.75%から7.1%に引き上げられる見込みである。しかし、2022年6月末時点で各行の総エクスポージャーベースのTLAC比率は8%を上回っている（図表8参照）。

日銀預け金を除外する特例措置は、バーゼルⅢ最終化の見直しにおいて、例外的なマクロ経済環境下では、中央銀行の金融政策の遂行を円滑化するため、中央銀行への預け金を総エクスポージャー額から除外することができることを受けて導入されたものである。ただし、バーゼルⅢ最終化の見直しでは、中央銀行への預け金を除外する場合は、レバレッジ比率の最低水準を3%から引き上げることが求められていた。

一方、我が国で日銀預け金を除外する特例措置が2020年6月に導入された時は、最低水準は原則的な水準である3%と同じ水準であった。今回の改正案では、バーゼルⅢ最終化の見直しを踏まえ、日銀預け金を除外する場合に最低水準を3.15%に引き上げることが明らかにされた⁸。ただし、特例を適用する場合の最低水準については、「マクロ経済環境等を踏まえ、適宜見直しを行う」（主要行等向けの総合的な監督指針改正案Ⅲ-2-1-1-2-2(5)）とされている。

このように、2022年6月末時点では、各行のレバレッジ比率の水準は最低水準（G-SIBについてはレバレッジ・バッファを加えた水準）を上回っており、G-SIBの総エクスポージャーベースのTLAC比率も最低水準を上回っている。ただし、見直し案が適用される2024年4月1日に向けて、各行は最低水準を下回らないよう、今後の経営環境と規制動向に注意する必要がある。

（以上）

⁸ 今回の改正案で最低水準が引き上げられた理由は明らかでないが、特例の導入から2年が経過し、日銀預け金を除外した場合の適切な最低水準を決定することができたのではないかと考えられる。